

議案第 中^四号

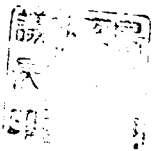
三朝町税条例の一部を改正する条例について
別紙の通り三朝町税条例の一部を改正する

昭和三十九年五月十二日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和卅九年五月廿貳日 原案可決

三朝町議会議長 矢田 秀雄



三朝町税条例の一部を改正する条例（案本）

三朝町税条例（昭和三十二年三朝町税条例^例十一号）の一部を次のように改正する

第二十四条第一項~~第二~~第三号中「十八万円」を「二十万円」に改める

第三十四条第二項中「第八項」を「第七項」に改める

第三十四条の二中「山林所得の金額から」の次に「扶養控除額及び」を加える

第三十四条の七第一項を削り、同条第二項中「納税義務者が青色専従者給与額の支給を受ける者」の下に「（扶養控除額の控除の対象とされた者を除く。）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を第二項とする

第三十六条の二第一項中「九万円」を削り「基礎控除額及び扶養控除額の合計額」を加える

第四十六条中「規則で定める計算書を町長に提出し、及び」を削る

第五十六条各号列記以外の部分中「学校教育法第一条若しくは第九十八条第一項の学校を設置する」を削り「私立学校法第六十四条第四項の法人、」の下に「民法第三十四条の法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、民法第三十四条の

法人で看護婦、準看護婦、歯科衛生士又は歯科技工士の養成所を設置するもの、」を加え、第二号中「図書館の設立、」の下に「養成所の指定、」を「図書館、」の下に「養成所」を加える

第七十一条を次の^{とあり加え}と改める。

(新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第七十一条 法附則第四十三項又は第四十四項の住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の一月三十一日まで左に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならぬ

- 一、納税義務者の住所及び氏名又は名称
- 二、家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- 三、家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

~~第七十一条第三項中「昭和三十八年度分」を「昭和三十八年度から昭和四十年度までの各年度分」に改める~~

第九十三条中「百分の十三・四」を「百分の十五」に改める

第九十八条中「百分の八」を「法附則第四十五項の規定の適用がある場合を除くほか百分の七」に改める

第百三条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える

四 電氣の使用者であつて、法附則第四十五項の規定の適用を受ける者の数
第百十条の次に次の一条を加える

(電氣ガス税の税率区分の明細書の提出)

第百十条の二 法附則第四十五項の規定の適用を受けるべき電氣の使用者は、前月中に使用した電氣(特別徴収に係る者については、前月中に支払つた又は支払うべき料金に係る分)の使用場所ごとの使用量及びこれに対する料金相当額又は料金を同項に規定する税率の適用を受ける部分と法第四百九十条に規定する税率の適用を受ける部分とに区分した明細書を、毎月十日までに町長に提出しなけれはならない

附則第~~五~~項の次に次の五項を加える

(昭和三十九年度分の固定資産税に関する特例)

昭和三十九年度分の固定資産税に限り、第百七十九条第一項中「四月一日から同月三十一日まで」とあるのは「四月二十一日とする。」

昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該各年度分の固定資産税額が、その算定の基礎となつた課税標準となるべき額のうち、調整対象農地に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額を、調整対象宅地等に係るものについてはその昭和三十八年度分の課税標準額の一、二倍の額をそれぞれその課税標準となるべき額とした場合における当該各年度分の固定資産税額(以下「調整固定資産税額」という。)をこえる場合においては、当該各年度分の固定資産税の税額は、当該調整固定資産税額による。

前項の「昭和三十八年度分の課税標準額」とは、昭和三十八年度分の固定資産税を課すに当たって、昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格をいふ。昭和三十九年度、昭和四十年度又は昭和四十一年度において新たに固定資産税を課す

ることなる土地については、当該土地に類似する土地の昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格として町長が地方税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十一号）による改正前の法第百八十八条第二項第三号の基準並びに同項第三号の方法及び手続（以下「従前の固定資産評価基準」という。）に準じて算定したものをいふ。ただしこれらの土地が昭和三十九年度分、昭和四十年年度分又は昭和四十一年年度分の固定資産税について法第百四十九条の三第十項の規定の適用を受ける土地があるときは、当該価格に同項に定める率を乗じて得た額とし、また、昭和三十九年度分、昭和四十一年年度に係る賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情がある土地については、当該土地に類似する土地の昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格として町長が従前の固定資産評価基準に準じて算定したものとす

附則第八項の「調整対象農地」とは田又は畑で、その昭和三十九年度分、昭和四十年年度分又は昭和四十一年年度分の固定資産税の課税標準となるべき額がその昭和三十八年度分の課税標準額をこえるものをいひ、同項の「調整対象宅地等」とは、田又は畑以外の土地で、その昭和三十九年度分、昭和四十年年度分又は昭和四十一年年度分の固定資産税の課税標準

となるべき額がその昭和三十八年度分課税標準額の一・二倍をこえるものをいう

昭和三十九年度から昭和四十一年度までの各年度分の固定資産税に限り、第六十三条中「固定資産税の課税標準となるべき額」とあるのは「固定資産税の課税標準となるべき額（土地のうち、調整対象農地についてはその昭和三十八年度分の課税標準額、調整対象宅地等についてはその昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額とする。）」と、「二万円」とあるのは「二万四千元」とする。

附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一百条の二の規定は、昭和三十九年五月一日から施行する。

2. 新条例第三十四条の二、第三十四条の七及び第三十六条の二第一項の規定は、昭和三十一年度分の個人の町民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の町民税については、
なを従前の例による。

3. 新条例第七十一条の規定の適用については、昭和三十九年度分の固定資産税に限り、同条中「一月三十一日」とあるのは「四月三十日」とする

4. 新条例第九十三条の規定は、昭和三十九年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なを従前の例による

5. 新条例第九十八条の規定は、昭和三十九年度四月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係る分）から適用し、昭和三十九年三月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なを従前の例による

6. 改正前の三朝町税条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた町税については、なを従前の例による

議案第40号 参考資料

町民税 昭和38年度、昭和39年度 比較対象表 (例5人家族)

区 階別	年度 別	所得金 額	基礎 控除	扶養控 除額	課税所得 金額	税率 100分	累進控 除額	所得割 税額	税額控 除(扶養)	差引所得割 税額	昭和39年度 減税額
5万円以下	38年				5万円	3	-	1,500円	2,400円	-	
	39年	14万円	9万円	13万円	-	3	-	-	-	-	0
5~10	38年				9万円	4	500円	3,100円	2,400円	700円	
	39年	18万	"	13万円	9万円	3	-	-	-	-	700円
10~20	38年				16万	5.5	2,000円	6,800円	2,400円	4,400円	
	39年	25万	"	13万円	13万	3	-	900円	-	900円	3,500円
20~30	38年				26万	6.5	4,000円	12,900円	2,400円	10,500円	
	39年	35万	"	13万円	13万	5.5	2,000円	5,150円	-	5,150円	5,350円
30~50	38年				41万	7.5	7,000円	23,750円	2,400円	21,350円	
	39年	50万	"	13万円	28万	6.5	4,000円	14,200円	-	14,200円	7,150円
50~100	38年				71万	8.5	12,000円	48,550円	2,400円	46,150円	
	39年	80万	"	13万円	58万	8.5	12,000円	37,300円	-	37,300円	8,650円
100~150	38年				121万	9.5	22,000円	87,250円	2,400円	84,850円	
	39年	130万	"	13万円	108万	9.5	22,000円	80,600円	-	80,600円	9,950円
150以上	38年				191万	11.0	44,500円	165,600円	2,400円	163,200円	
	39年	200万	"	13万円	178万	11.0	44,500円	151,300円	-	151,300円	11,900円
備											
考											